

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案 概要

現状と課題

性的指向・性自認の多様性について、未だに国民の理解が十分に進んでいない

⇒ 理解が進んでいないことにより、いじめや差別などの原因となりやすい現実がある

性的指向・性自認の多様性に関する国民の理解の増進を図る必要がある

法律案の概要

1 目的

全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする

2 基本理念

国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目指として行われなければならない

3 定義

(1) 「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

(2) 「性自認」

自己の属する性別についての認識に関する性同一性の有無又は程度に係る意識

4 国の役割等

①国・地方公共団体の役割、②事業主の努力、③学校（幼稚園を除く。）の設置者の努力

5 施策の実施状況の公表

毎年1回、政府による施策の実施状況の公表

6 基本計画

政府が基本計画を策定（おおむね3年ごとに検討・見直し）

7 施策・措置等

- (1) 国による調査研究の推進
- (2) 国・地方公共団体、事業主、学校の設置者・その設置する学校による知識の着実な普及等
- (3) 国・地方公共団体、事業主、学校の設置者による相談体制の整備等
- (4) 国・地方公共団体による民間団体等の活動の促進

8 性的指向・性自認理解増進連絡会議

内閣府等の関係行政機関の職員で構成する連絡会議を設けて、連絡調整を行う

附則

①公布日施行、②検討条項（施行後3年を目途に法律の規定について検討）

③内閣府設置法の一部改正（内閣府の所掌事務に、基本計画の策定・推進に関する事務を追加）

合意案

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進について、国の役割等を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神の涵養かんよう並びに性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とすること。

第二 定義

- 一 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいうこと。
- 二 この法律において「性自認」とは、自己の属する性別についての認識に関する性同一性の有無又は程度に係る意識をいうこと。

第三 基本理念

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目指として行われなければならないこと。

第四 国の役割等

一 国の役割

国は、第三の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとすること。

二 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものと

すること。

三 事業主の努力

事業主は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、その雇用する労働者に係る普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより自ら性的指向及び性自認の多様性に関する当該労働者の理解の増進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとすること。

四 学校の設置者の努力

学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第七の二の1を除き、以下同じ。）の設置者は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、当該学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）に係る教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより自ら性的指向及び性自認の多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民

の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとすること。

第五 基本計画

一 政府は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこと。

二 基本計画は、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとすること。

三 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

四 内閣総理大臣は、三により基本計画の案を作成するに当たり、関係行政機関の長に対して必要な協力を求める能够のこと。

五 政府は、性的指向及び性自認の多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。

六 政府は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、基本計画を公表するものとすること。

第六 施策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。

第七 基本的施策

一 調査研究

国は、性的指向及び性自認の多様性に関する調査研究その他の性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとすること。

二 知識の着実な普及等

1 国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、一の調査研究の進捗状況を踏まえつつ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めることができるよう、

心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及び性自認の多様性に関する

する知識の着実な普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

- 2 国及び地方公共団体は、それぞれの職員に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。
3 事業主（国及び地方公共団体を除く。三の3において同じ。）は、その雇用する労働者に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための教育その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

三 相談体制の整備等

- 1 国及び地方公共団体は、性的指向及び性自認の多様性に関する各般の問題に関する相談に的確に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。
- 2 国及び地方公共団体は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資するために必要な勤務環境に関し、それぞれの職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう

努めるものとすること。

3 事業主は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資するために必要な就業環境に関し、その雇用する労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとすること。

4 学校の設置者は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資するために必要な教育環境に關し、当該学校の児童等又はその保護者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとすること。

四 民間の団体等の自発的な活動の促進

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する活動が促進されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

第八 性的指向・性自認の多様性理解増進連絡会議

政府は、内閣府、内閣官房、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の

関係行政機関の職員をもつて構成する性的指向・性自認の多様性理解増進連絡会議を設け、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとすること。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務に、基本計画の策定及び推進に関する事務を追加すること。

三 検討

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他必要な事項を定めることにより、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もつて性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「性自認」とは、自己の属する性別についての認識に関する性同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第二条 性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目指として行われなければならぬい。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に關し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及び性自認の多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の努力)

第七条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に關し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及び性自認の多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第八条 政府は、毎年一回、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第九条 政府は、基本理念にのつとり、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及び性自認の多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね二年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第十条 国は、性的指向及び性自認の多様性に関する調査研究その他の性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十二条 国及び地方公共団体は、前条の調査研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及び性自認の多様性に関する知識の着実な普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための情報

の提供、研修の実施、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための教育又は啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(相談体制の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、性的指向及び性自認の多様性に関する各般の問題に関する相談に的確に応じるため、相談体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資するよう、その雇用する労働者の就業環境に關し、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に資するよう、その設置する学校の児童等の教育環境に關し、当該児童等又はその保護者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(民間の団体等の自発的な活動の促進)

第十三条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する活動が促進されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・性自認理解増進連絡会議)

第十四条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する性的指向・性自認理解増進連絡会議を設け、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行ふものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後二年を目途として、この法律の施行状況等を勘査し、

検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向
及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第 号）第九条第一
項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

理由

全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れる精神を涵養し、もつて性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。